

総基料第136号  
平成19年7月5日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長  
森 洋

債権保全措置等に係る規定整備に関して講ずべき措置について（要請）

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（債権保全措置等に係る規定整備）」（平成19年2月26日諮問第1166号）に対する情報通信審議会の答申（平成19年5月22日情審通第55号）において、別添のとおり指摘がなされたところである。これに関して、下記のとおり報告を求める。

記

債権保全措置の運用状況について、運用開始後2年間、四半期ごとに別紙の事項について報告すること。

報告事項

1. 貴社が債務の履行の担保を求めた事案

- (1) 対象事業者名
- (2) 担保を求める理由（接続約款<sup>(注1)</sup>第75条の3第1項の該当する号。第4号にあってはその評価内容、第6号にあってはその理由を含む。）
- (3) 担保の方法及び額（根拠となる条項ごとに記載すること。）
- (4) 減額の申入れの有無とそれへの対応
- (5) 担保措置の請求の通知日及び担保措置を講ずるべき期日
- (6) 担保措置を講じている事業者の接続料等の支払遅延の発生状況
- (7) 担保措置の見直し状況
- (8) その他参考となるべき事項

2. 貴社が別に定める事項

- (1) 初回報告時にあっては、接続約款第48条の3第2項の規定に基づいて貴社が別に定める「情報」の内容及びその設定理由
- (2) 初回報告時にあっては、接続約款第75条の3第1項第4号の規定に基づいて貴社が別に定める「基準」及びその設定理由
- (3) (1)の「情報」又は(2)の「基準」を変更した場合は、その内容及び変更理由
- (4) その他参考となるべき事項

注1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が、電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づき定めた接続約款をいう。

注2 引用している接続約款の条項は、平成19年5月29日付け総基料第112号による認可時のものである。